

議案第 23 号

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険条例（平成16年飛驒市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第29条」の次に「及び第29条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第19条中「63万円」を「65万円」に改める。

第19条の2中「賦課額（第29条）の次に「及び第29条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、同条第3号中「第29条」を「第31条」に改める。

第19条の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第29条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第29条の4を第29条の5とし、第29条の3の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第29条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第18条

- の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。
- 2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第19条の5又は第19条の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第19条の5第2項」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第19条の5第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第29条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
- (1) 第15条又は第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第29条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額
- (2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）
- 5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第19条の5又は第19条の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第19条の5第2項」と、第5項中「第15条第3項」とあるのは「第19条の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の飛驒市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

飛騨市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第11条 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第29条_____の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 略</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第29条及び第29条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 略</p>

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) 略

第13条～第18条の2 略

（基礎賦課限度額）

第19条 第13条又は第16条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第1項において同じ。）は、63万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第19条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第29条_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) 略

第13条～第18条の2 略

（基礎賦課限度額）

第19条 第13条又は第16条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第1項において同じ。）は、65万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第19条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第29条及び第29条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第31条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第

1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項
 _____の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第29条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第19条の3～第19条の9 略

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第19条の10 第19条の3又は第19条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第1項において同じ。）は、19万円を超えることができない。

第20条～第28条 略

（_____保険料の減額）

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦

1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第31条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第19条の3～第19条の9 略

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第19条の10 第19条の3又は第19条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第1項において同じ。）は、20万円を超えることができない。

第20条～第28条 略

（低所得者の保険料の減額）

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦

課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。

(1)～(3) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第19条の3又は第19条の6」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第21条」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)～(3) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第19条の3又は第19条の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第21条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第29条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額

(保険料の額の端数計算)

第29条の4 略

以下 略

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第19条の5又は第19条の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第19条の5第2項」と、第5項中「第15条第3項」とあるのは「第19条の5第3項」と読み替えるものとする。

(保険料の額の端数計算)

第29条の5 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	国民健康保険法施行令の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行及び令和4年税制改正により、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>(1) 未就学児に係る均等割保険料の軽減措置</p> <p>「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和3年政令第253号）により国民健康保険法施行令が改正され、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の被保険者均等割額を減額し、その減額相当分を公費で支援することとされたため、本条例の関係箇所を改正するもの。</p> <p style="text-align: center;">（第12条、第19条の2、改正後の第29条の4関係）</p> <p>① 対象者</p> <p>世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額する。</p> <p>② 減額割合</p> <p>減額する額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額（低所得者世帯に係る保険料の減額賦課の基準に従い、当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額とする。</p> <p>③ 公費負担額の取扱い</p> <p>公費により支援する額の取扱いについては、令和4年4月1日施行の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第79条の3の2の規定により、減額した額の総額を基礎として一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れることとする。</p>

	<p>(2) 国民健康保険料に係る賦課限度額の見直し</p> <p>令和4年税制改正において国民健康保険法施行令が改正され、所得が十分に伸びない状況にある中間所得者層の保険料率引上げによる負担増加を抑制することを目的として、高所得者層にも応分の負担を求めるよう保険料賦課限度額が引上げられたため、本条例の関係箇所を改正するもの。</p> <p style="text-align: right;">(第19条、第19条の10、第29条関係)</p> <p>① 基礎賦課額に係る賦課限度額の引上げ (現行) 63万円 → (改正後) 65万円</p> <p>② 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げ (現行) 19万円 → (改正後) 20万円</p>
市民への影響等	<p>【市民への影響】</p> <p>(1) 該当する者には有利となる改正</p> <p>(2) 該当する者には不利となる改正</p> <p>【影響の規模】</p> <p>(1) 該当見込数 52世帯／79人 (約90万円減額)</p> <p>(2) 該当見込数 36世帯／104人 (約60万円増額)</p>
施行日	令和4年4月1日
備考	